請願第　４２号

令和８年１０月　６日

川崎市議会議長　原　　典　之　様

横浜市在住者

川崎市健康福祉局及び社会福祉法人らぽおるの樹が、役職保全と組織防衛を重んじるあまり、結果として公益性及び利用者保護に相反する力として作用していることを指摘する請願

請 願 の 要 旨

請願者は、本請願において、健康福祉局及び社会福祉法人らぽおるの樹が、役職保全及び組織防衛を重んじるあまり、結果として公益性及び利用者保護に相反する力として作用していることを指摘する。

よって、市議会には、この指摘について具体的事実及び記録に基づいて審査し、議会としての結論を示していただきたい。仮に、指摘は正当でなく健康福祉局の指導監査及び同法人の現体制に問題はないと結論づけるならば、将来、現場破綻・再発事故が起きた場合の責任の所在を明らかにすべきである。

請 願 の 理 由

社会福祉法人らぽおるの樹については、これまで行政処分及び返還金等、労務管理上の問題、未払い賃金問題、重大な利用者保護事案、一部事業譲渡又は事業整理をめぐる説明の変遷、問題提起者への対応など、法人統治及び利用者保護に関わる重大な問題が重なってきた。

請願者は、2018年（平成30年）当時、同法人の業務執行理事として、法人内部の会計処理、返還金等の扱い、請求事務、理事会運営、役員体制等について問題提起を行っていた。その後も、健康福祉局に対して、同法人の運営実態及び同局の指導監査のあり方について、継続的に意見、要望、問題提起を行ってきた。

しかし、請願者の問題提起は、法人監督上の公益的情報として正面から受け止められたとは言い難い。健康福祉局は、同法人に対して「指導している」「監

査している」と説明してきたが、その指導監査が、法人統治、利用者保護、職員保護、労務管理、説明責任の実質的改善につながっているのかは明らかではない。

本請願は、特定の役員の解任を市議会又は市に直接求めるものではない。また、個別の労使紛争、法人内部の人事対立、又は関係者の個人情報の公開を求めるものでもない。

本請願が求めるのは、社会福祉法人としての公益性、利用者保護、職員保護、法人統治、及び健康福祉局の指導監査の実効性について、具体的事実及び記録に基づいて審査することである。

特に重大なのは、同法人のグループホームにおいて、勤務中の職員が利用者と性的関係を持ち、妊娠に至り、その後、堕胎することになった重大な利用者保護事案についてである。この事案について、健康福祉局がいつ、どのように把握し、法人に対してどのような指導を行い、再発防止策及び役員体制の責任をどのように確認したのかは、議会として確認すべき重大事項である。

個人情報の保護が必要であることは当然である。しかし、個人が特定されない形で、法人の管理責任、市の指導監査の内容、再発防止策、役員体制の責任について説明することは、利用者保護及び社会福祉法人の公益性を守るうえで必要である。

また、現理事長体制のもとで、重大な利用者保護事案、労務管理上の問題、未払い賃金問題、一部事業譲渡又は事業整理をめぐる説明の変遷等が生じ、又は継続している以上、現理事長体制の継続を当然の前提としてよいのかについても、議会として確認する必要がある。

前回の請願審査においては、請願者本人が公開の場で十分に意見を述べる機会はなかった。しかし、本件は、行政自身の監督責任も問われている事案である以上、健康福祉局の説明のみで判断することには構造的な限界がある。請願者は、2018年（平成30年）当時の法人内部の状況を直接知る者であり、また、その後も継続的に市へ問題提起を行ってきた者である。

したがって、本請願の審査にあたっては、健康福祉局の説明だけで本件を終わらせるのではなく、請願者本人から公開の委員会の場で意見陳述を聴取し、添付資料に示した具体的事実及び記録に基づいて審査していただきたい。

健康福祉局が「指導している」「監査している」と説明するだけでは、社会福祉法人の公益性及び利用者保護が実際に守られていることの説明にはならない。

問われるべきは、指導監査の有無ではなく、その実効性である。

以上の理由から、市議会には、健康福祉局及び社会福祉法人らぽおるの樹において、役職保全と組織防衛が、公益性及び利用者保護に相反する力として作用しているとの請願者の指摘について、具体的事実及び記録に基づいて審査し、議会としての結論を示していただきたい。

紹介議員

井　口　真　美